

## 総務省における太陽光発電の導入に関する整備計画

〔 令和 6 年 3 月 28 日  
総 務 省 〕

「政府施設における太陽光発電の率先導入について」(令和5年9月27日公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議決定)に基づき、総務省における太陽光発電の導入に関する整備計画を定める。

### 1. 太陽光発電の導入目標

#### (1) 設置可能及び設置済みの建築物、敷地（ポテンシャル）の考え方について

太陽光発電の設置可能性については、環境省がとりまとめた「地球温暖化対策推進法に基づく政府実行計画に関する2022（令和4）年度実施状況調査」（以下、「FU調査」という。）において、簡易判定基準（参考）を定めている。本基準も踏まえ、以下のとおり整理する。

#### <設置可能な建築物（敷地を含む。）>

建築物：建築基準法におけるすべての建築物ごとに各判定項目を確認し、簡易判定基準でA判定（設置可能性が高い）、B判定（設置可能性は高いが、懸念事項あり）となったものを設置可能な建築物とする。

敷地：建築物に付随する敷地について、簡易判定基準でA判定（設置可能性が高い）、B判定（設置可能性は高いが、懸念事項あり）となったものを設置可能な敷地とする。

また、簡易判定基準で、C+判定（その他の要因がある）、C-判定（技術的要因がある）の建築物、敷地についても、既に太陽光発電が設置されている場合や、追加で設置される場合がある。こうした建築物、敷地がある場合は、設置可能な建築物、敷地に含めるものとする。

#### <設置済みの建築物（敷地を含む。）>

建築物：導入時期、設備容量によらず、当該の建築物に太陽光設備が導入されていれば導入件数1件と数える。

敷地：建築物1件ごとに対応させて敷地の件数を数えることが困難なため、基本的に同一住所で1件とする。導入時期、設備容量によらず、当該の敷地に太陽光設備が導入されていれば導入件数1件と数える。

上記の考え方による総務省の設置可能な建築物、敷地の件数と設置可能容量は下記のとおり。

表 1. 総務省における太陽光発電を設置可能な建築物、敷地の件数と設置可能容量

判定	件数[件]			設置可能容量[kW]		
	建築物	敷地	合計	建築物	敷地	合計
A	1	0	1	14.5	0	14.5
B	1	0	1	12.2	0	12.2
C+, C-	4	0	4	91.0	0	91.0
計	6	0	6	117.7	0	117.7

また、総務省における本省、外局等及び地方支分部局の設置可能な建築物、敷地の件数と設置可能容量は下記のとおり。

表 2. 総務省における本省、外局等及び地方支分部局の太陽光発電を設置可能な件数と設置可能容量

	件数[件]				設置可能容量[kW]			
	A判定	B判定	C+, C-判定	合計	A判定	B判定	C+, C-判定	合計
中央合同庁舎第2号館	-	-	1	1	-	-	40.0	40.0
自治大学校（厚生寮）	-	-	1	1	-	-	25.0	25.0
自治大学校（管理棟）	-	-	1	1	-	-	15.0	15.0
自治大学校（講堂・体育館棟）	-	1	-	1	-	12.2	-	12.2
消防大学校消防研究センター	-	-	1	1	-	-	11.0	11.0
四国総合通信局	1	-	-	1	14.5	-	-	14.5
合計	1	1	4	6	14.5	12.2	91.0	117.7

※中央合同庁舎2号館、自治大学校（うち厚生寮、管理棟）及び消防大学校消防研究センターは設置済み。

簡易判定基準で A 判定、B 判定となった場合でも、現場の状況によって太陽光発電の導入が困難であるなど、実際の設置可能性が異なる場合が考えられることから、今後、より詳細な調査を継続的に行い、設置可能な建築物、敷地は必要に応じ適切に見直すこととする。

(2) 件数ベースでの導入目標について

総務省における件数ベースの導入目標は、A 判定及び B 判定のうち未設 2 件を新規に設置することとし、既設の 4 件を加えた 6 件とする。

表 3. 総務省における太陽光発電の件数ベースの導入目標

A 判定の未設の件数	1 件
B 判定の未設の件数	1 件
新規導入目標の件数	2 件
2021 年度までの既設の件数	4 件
導入目標の件数	6 件

(3) kW (設備容量) ベースでの導入目標について

総務省における kW (設備容量) ベースの導入目標は新規に設置する分 26.7kW に既設分 91.0kW を加えた 117.7kW とする。

表 4. 総務省における太陽光発電の kW (設備容量) ベースの導入目標

判定	建築物	敷地	合計
A 判定の未設の設備容量 [kW]	14.5	0	14.5
B 判定の未設の設備容量 [kW]	12.2	0	12.2
新規導入目標の設備容量 [kW]	26.7		26.7
2021 年度までの既設の設備容量 [kW]	91.0	0	91.0
導入目標の設備容量 [kW]			117.7

## **2. 太陽光発電の導入実績と目標達成に向けた今後の導入量**

総務省の2023年度までの太陽光発電導入実績は下記のとおり。

- ・2023年度までの件数ベースの導入実績：4件
- ・2022年度、2023年度に導入された設備容量：0kW

2030年度の目標達成に向けて、2024年度以降に必要な太陽光発電の導入量は下記のとおり。

- ・導入件数：2件（自治大学校（講堂・体育館棟）、四国総合通信局）
- ・導入設備容量：26.7kW（自治大学校（講堂・体育館棟）12.2kW、四国総合通信局 14.5kW）

## **3. 導入に向けた取組**

2030年度に向けた太陽光発電の計画的な導入にあたり、導入ポテンシャルの精緻化等に関する工程表を作成するとともに、導入場所の候補となる建築物・敷地に関する詳細な調査・検討を行いつつ、その結果を踏まえて導入場所や導入時期、導入量を定めた具体的な導入計画を作成する。

### **（1）工程表**

2030年度に向けた導入ポテンシャルの精緻化等についてのタイムラインを示した工程表は（別紙）のとおり。

### **（2）導入候補箇所の調査・検討**

- 導入ポテンシャルがある建築物・敷地について、設置可能容量や設置可能性を考慮し、基本的な優先順位の考え方は以下のとおりとする。
  - ① A判定の建築物・敷地
  - ② 電力需要が大きい施設
- 候補となる建築物・施設について、必要な情報収集や調査、検討を順次実施することとし、検討の基本的な内容は以下のとおり。
  - 候補となる建築物・施設に関する各種図面を確認する。
  - 候補となる建築物の屋根の耐荷重等を確認する。
  - 経済性の評価のため、発電した電気を利用する施設における電気料金明細書等を確認する。
  - 合同庁舎の場合、入居する省庁間での調整が必要となるため、連携して検討を行う。

### **（3）具体的な太陽光発電の導入計画**

- （1）（2）を踏まえた各年度の導入場所や導入時期、導入量等の計画の検討を行う。
- 追加的に設置が可能な箇所があるか否かは、継続的に検討を行う。

#### (4) その他

ペロブスカイト太陽電池等の新技術については、これまで形状や耐荷重の観点から設置が困難であった屋根や壁面への導入が期待されるが、2023年時点では詳細な性能やコストがわかっていないため、現時点では考慮していない。ただし、市場化された際は導入ポテンシャルへの検討も行う。

#### 4. 整備計画の推進体制の整備と実施状況の点検

本計画の推進・点検は、関係課室の協力を得て、大臣官房会計課において行う。

#### 5. 整備計画の見直し

本計画の1. で示したポテンシャルや導入目標は、簡易判定基準に基づくものであり、詳細な調査や現場の状況の変化等により変わりうるものである。このため、毎年度の政府実行計画のFU調査や、公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議における進捗状況の確認、3.(2)での導入候補箇所の調査・検討の結果、4.の点検結果等を踏まえ、随時見直し、精緻化を行い、本計画に反映するものとする。

## ○設置可能な建築物の簡易判定基準

各判定項目における判定例レベルの一番低いものを当該建築物の判定結果とする。

判定項目	選択肢	判定レベル
建築物の耐震対策	新耐震基準	A
	旧耐震基準（耐震対策実施済）	A
	旧耐震基準（耐震対策未実施）	C-
海岸からの距離	0m～100m 未満	B
	100m～500m 未満	B
	500m～1km 未満	B
	1km 以上	A
平均積雪量	0cm～100cm 未満	A
	100cm～150cm 未満	A
	150cm～200cm 未満	B
	200cm 以上	C-
空きスペースに影響する建替え、改修、建物廃止、解体計画	建替え予定：2030年度以前	B
	建替え予定：2030年度より後	B
	建替え予定：時期未定	B
	空きスペースの改修予定：2030年度以前	B
	空きスペースの改修予定：2030年度より後	B
	空きスペースの改修予定：時期未定	B
	建物廃止予定：2030年度以前	C-
	建物廃止予定：2030年度より後	B
	建物廃止予定：時期未定	B
	解体予定：2030年度以前	C-
	解体予定：2030年度より後	B
	解体予定：時期未定	B
	計画なし	A
空きスペースの面積	20 m <sup>2</sup> 未満	C-
	20 m <sup>2</sup> 以上	A
屋根形状	陸屋根	A
	折板屋根	A
	傾斜屋根（瓦）	B
	傾斜屋根（金属）	A
	スレート屋根（大波スレート除く）	A
	大波スレート屋根	C-

	曲面屋根	B
	テント式屋根	C-
	その他	B
建築物における電力使用状況	平日、休日ともに電気を使用している	A
	主に平日のみ電気を使用している	B
	年間通じて電気の使用量が無い、もしくはほとんど無い	C+
	不明	B
空きスペース全体が年間を通じて日影になるか	なる	C-
	ならない	A
太陽光発電設備を設置できない他の要因	ある	C+

○設置可能な敷地の簡易判定基準

各判定項目における判定例レベルの一番低いものを当該敷地の判定結果とする。

判定項目	選択肢	判定レベル
地盤強度・地耐力	設備設置可能と確認	A
	設備設置可能か未確認	B
	設備設置不可	C-
海岸からの距離 ※建物と同じ情報	0m～100m 未満	B
	100m～500m 未満	B
	500m～1km 未満	B
	1km 以上	A
平均積雪量 ※建物と同じ情報	0cm～100cm 未満	A
	100cm～150cm 未満	A
	150cm～200cm 未満	B
	200cm 以上	C-
廃止計画	施設全体（敷地含む）の廃止予定：2030年度以前	C-
	施設全体（敷地含む）の廃止予定：2030年度より後	B
	施設全体（敷地含む）の廃止予定：時期未定	B
	計画なし	A
敷地と付随する建築物を合わせた電力使用状況	平日、休日ともに電気を使用している	A
	主に平日のみ電気を使用している	B

	年間通じて電気の使用量が無い、もしくはほとんど無い	C+
	不明	B
空きスペースの面積	20 m <sup>2</sup> 未満	C-
	20 m <sup>2</sup> 以上で柵塀等の設置の必要はない	A
	20 m <sup>2</sup> 以上で柵塀等の設置面積が確保可能	A
	20 m <sup>2</sup> 以上で柵塀等の設置面積が確保不可	C-
空きスペース全体が年間を通じて日影になるか	なる	C-
	ならない	A
ソーラーカーポート等で建築物の場合、建築基準法の建ぺい率・容積率が足りるか	敷地に導入する太陽光発電は建築物でない	—
	建ぺい率・容積率いずれも足りている	A
	建ぺい率・容積率いずれかが不足する	C-
	建ぺい率・容積率について未確認	B
PV 設置できない他の要因	ある	C+

## 工程表

年度	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
・ポテンシャルの精緻化	毎年度の政府実行計画のフォローアップ調査において全建築物・敷地の調査を行い、継続して導入ポテンシャルを精緻化						
・太陽光発電の導入計画の具体化・精緻化	・詳細な調査を実施 ・調査結果を踏まえ、導入場所・導入時期を検討し、導入計画を具体化		継続して候補箇所の調査を行い、導入計画を精緻化				
・太陽光発電の導入	具体化した太陽光発電の導入計画に基づき、導入を進める。						
・ペロブスカイト太陽電池等新技術への対応	市場化した新技術の詳細を踏まえ、実現可能であれば、導入ポテンシャルを検討、導入計画を策定（更新）し、導入を進める。						

## 太陽光発電の導入計画（イメージ）

番号	本省・地方支 分部局名	場所	所在地	調査期間	調査結果	導入時期	設備容量 [kW]	備考
1	自治大学校	講堂・体育館棟	東京都立川市緑 町 10-1	未定	（調査後に記載）	（調査結果を踏 まえ決定）	（調査結果を 踏まえ決定）	建築物
2	四国総合通信局	庁舎	愛媛県松山市味 酒町 2-14-4	未定	（調査後に記載）	（調査結果を踏 まえ決定）	（調査結果を 踏まえ決定）	建築物